

## 事前説明（1） 建築基準法第3条第1項第3号の指定について（概要）

### 1. 趣旨

江別市では、石狩川舟運の歴史を伝える貴重な木骨石造建築物である旧岡田倉庫（2条1丁目5-2）を「アートスペース外輪船」として保存利活用を図ってきました。

今回、国が進める石狩川・千歳川堤防整備に伴い移転が必要となり、これに合わせて建物の利活用方法を検討するとともに周辺の河川空間とまち空間が融合した良好な空間形成を目指し、現在、「江別市かわまちづくり計画書」の策定に取り組んでいます。

建物を移転する際には、建築基準法の規定への適合が求められ、その結果、文化財としての価値が失われる恐れがあることから、建築基準法の規定の適用除外の手続きを行うおうとするものです。

### 2. 文化財等における建築基準法等の規定の適用

旧岡田倉庫は、江別市文化財保護条例に基づき、平成29年に江別市指定文化財の指定を受けていることから、建築基準法第3条第1項第3号の指定により適用除外としようとするもので、指定にあたっては建築審査会の同意を要するものとなっています。

#### 【建築基準法抜粋】

（適用の除外）

第3条 この法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

- 一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物
- 二 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定によつて重要美術品等として認定された建築物
- 三 文化財保護法第百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物（次号において「保存建築物」という。）であつて、特定行政庁が建築審査会の同意を得て指定したものの
- 四 第一号若しくは第二号に掲げる建築物又は保存建築物であつたものの原形を再現する建築物で、特定行政庁が建築審査会の同意を得てその原形の再現がやむを得ないと認めたもの

2・3 略

### 3. 今後の建築審査会の予定

今年度実施する移転復元実施設計に合わせて、年内に事前説明し、年度末に結審を想定していますが、実施設計の進捗等により時期が遅れる可能性があります。